

2026 年 8 月 6 日

株主各位

名古屋市熱田区桜田町 19 番 18 号
東邦瓦斯株式会社
代表取締役社長 山崎 聡志

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、会社法第 370 条で定める取締役会の書面決議により、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 84,890 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき 金 1,213.5 円
4. 給付金額の総額	金 103,014,015 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2026 年 7 月 24 日、会社法第 370 条の規定による取締役会の決議（取締役会の決議に代わる書面決議）に基づき、下記 6. 記載の当社の取締役 6 名及び執行役員 13 名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金 103,014,015 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 1,213.5 円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（社外取締役を除く） 6 名 41,040 株 当社の執行役員（取締役兼務者を除く） 13 名 43,850 株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026 年 8 月 24 日

以上